



国都緑環第106号
令和2年3月10日

公益財団法人 都市緑化機構 理事長 殿

国土交通省都市局長



令和2年度春季における都市緑化推進運動について

公園緑地行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省では、昭和59年度から、緑豊かな潤いのある都市環境の形成を図るため、毎年4月から6月までの間を春季における都市緑化推進運動期間とし、全国「みどりの愛護」のつどい及び「みどりの月間（4月15日～5月14日）」（平成18年度までは「みどりの週間」）における各種行事を通じて緑化意識の高揚を図っています。

令和2年度におきましても、「令和2年度春季における都市緑化推進運動実施要綱」により、全国的な運動を展開したいと考えています。本運動の趣旨に御賛同いただき、行事の実施等につきまして格別の御協力を賜りますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内市町村（政令指定都市を除く）及び関係団体に対しましても、周知方よろしくお願ひいたします。

都市緑化は都市の環境改善を図ると同時に、地球規模での環境対策の視点からもその推進が求められているところであり、平成28年5月13日に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、都市緑化等は、国民にとって、最も日常生活に身近な吸収源対策であり、その推進は、実際の吸収源対策としての効果はもとより、地球温暖化対策の趣旨の普及啓発にも大きな効果を發揮するものであるとされています。

また、平成24年9月28日に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012－2020」においても、都市の生物多様性の確保を図るために、緑地の保全とともに、都市公園や道路、下水道などの事業間連携による自然的環境の創出により、広域的視点に基づく、水と緑のネットワークの形成に加えて、民有地における建築物の屋上や壁面の緑化等、敷地内の緑化を推進することが必要とされています。

当期間中においては、これらの趣旨を踏まえた積極的な取組をお願いいたします。

なお、本運動の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策に留意してください。

・参考：首相官邸 HP／新型コロナウイルス感染症対策本部

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

令和2年度春季における都市緑化推進運動実施要綱

1 目的

国民が豊かさを実感できる緑豊かな生活環境を実現するためには、国、公共団体における公共施設の緑化等に加え、市民の広範な参加、協力を得て、市街地の大半を占める民有地の緑の確保を図ることが不可欠である。

平成28年5月13日に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において都市緑化等の推進は、実際の温室効果ガス吸収源対策だけでなく、国民にとって最も日常生活に身近な地球温暖化対策の趣旨の普及啓発にも大きな効果を發揮するものとして位置付けられている。

また、平成24年9月28日に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」においても、都市の生物多様性の確保を図るために、緑地の保全とともに、都市公園や道路、下水道などの事業間連携による自然的環境の創出により、広域的視点に基づく、水と緑のネットワークの形成に加えて、民有地における建築物の屋上や壁面の緑化等、敷地内の緑化を推進することが必要とされている。

このため、緑の存在が新緑や色とりどりの花々によって鮮やかに意識される春季に、広く国民の参加と協力を得て、緑豊かな潤いのあるまちづくりを進めるための都市緑化推進運動を広く展開するものである。

なお、本運動の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症への感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性や内容等について検討されたい。

2 期間

令和2年4月1日（水）～6月30日（火）とする。

3 主催

国土交通省、都道府県、市町村

4 テーマ

『花と緑のまちづくり』

5 実施内容

都市における緑の保全、創出、活用を市民の参加、協力のもとに推進するために、下記の事項を積極的に実施するものとする。

① 全国「みどりの愛護」のつどいの開催

令和2年5月16日（土）に第31回全国「みどりの愛護」のつどいを福井県にて開催する。

② 「みどりの日」（5月4日）、「みどりの月間」（4月15日～5月14日）行事の実施 「みどりの日」、「みどりの月間」の制定の趣旨を踏まえ、「みどり」にちなんだ行事を開催する。

③ 有料公園の無料開放

国及び地方公共団体の設置する有料の都市公園について、「みどりの日」「みどりの月間」を中心として無料開放を行う。

④ 普及啓発活動の実施

市民参加による緑のまちづくりを推進するため、緑に関するセミナー、シンポジウム、コンクール等の普及啓発活動を実施する。

⑤ 都市緑化基金等への募金活動の展開

民有地における緑化活動を充実するため、都市緑化基金等への募金活動を展開する。

⑥ みどりの愛護活動の実施

公園緑地、河川、道路等においてみどりの愛護に関する活動を推進する。

⑦ 広報活動の実施

広く市民の参加、協力を得るため、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得るとともに、パンフレット、ポスター等の活用による広報活動を積極的に実施する。